

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県財産規則の一部を改正する規則	1
◎高知県契約規則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第8号

高知県財産規則の一部を改正する規則

高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第47条第1項中「第169条の4第2項本文」を「第169条の7第2項本文」に、「に掲げる」を「に定める」に改め、同項ただし書中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項ただし書中「認めることがある」を「認めることができる」に改め、同条第3項中「第169条の4第2項ただし書」を「第169条の7第2項ただし書」に改め、同項ただし書中「必要と」を「必要があると」に改める。

第48条第1項中「第169条の4第2項」を「第169条の7第2項」に改め、同項第1号中「年4.0パーセント」を「年2.0パーセント」に改め、同項第2号中「年5.0パーセント」を「年3.0パーセント」に改め、同条第2項中「低減することができる」を「低減することができる」に改める。

第150条第2項中「年5.0パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

第162条第4号中「その指示」を「、その指示」に改め、同条第9号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号ウ中「その他」を「ア及びイに掲げる場合のほか、」に改め、同条第10号中「に規定する」を「の規定による」に、「規定により」を「規定に基づき」に、「年5.0パーセント」を「年3.0パーセント」に改め、同条第11号中「年5.0パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県財産規則（以下この項において「旧規則」という。）第48条第1項各号に掲げる延納利率によってなされた普通財産の売払代金又は交換差金の延納の特約、旧規則第150条第2項の規定による延納利息の率によってなされた強制徴収債権以外の債権に係る履行延期の特約等及び旧規則第162条第10号に掲げる条件を付された貸付金債権の契約については、なお従前の例による。ただし、知事がこの規則による改正後の高知県財産規則の規定によることを認める場合は、この限りでない。

~~~~~

高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第9号

高知県契約規則の一部を改正する規則

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項第2号中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第1項第2号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。